

「日本美を守り伝える『紡ぐプロジェクト』」文化財維持・修理助成事業
2025年度 募集要項

1. 助成の目的・趣旨

かけがえのない日本の宝である文化財を未来に伝えるため、その維持・修理事業に対して助成を行います。また、修理事業への助成を通じて、伝統的な修理技術が将来に伝えられるよう支援するとともに、修理に使われる日本古来の道具・材料が安定的に供給されるよう促すことを目指します。

2. 助成の対象

原則として、国指定文化財（美術工芸品）の維持・修理事業とし、以下の観点から選定。

- (1) 日本に伝わる美術の名品であること
- (2) 歴史・文化的に貴重な資料であること
- (3) 地域の宝として後世に継承すべきものであること
- (4) 修理の緊急性が高いもの

3. 申請者の資格

維持・修理を必要とする上記文化財の所有者または管理団体。

なお、営利目的あるいは私的鑑賞を目的に文化財を所有または管理する法人・個人は、原則対象外とします。

4. 維持・修理業者の資格

原則として、維持・修理は国の選定保存技術保持者（団体）が行うこととし、用いる道具・材料も、国の選定保存技術保持者（団体）が制作したものがあればそれを用いることとします。ただし、国の選定保存技術保持者（団体）がない分野の維持・修理に関しては、その限りではありません。

5. 助成対象となる費用

助成対象の美術工芸品の維持・修理に直接必要な経費。

6. 助成金額・件数

助成対象となる経費から国・地方公共団体等からの補助金や助成金等を差し引いた額を上限に助成します。ただし、支給額は申請者と協議のうえ、申請額通りに決定されない場合もあります。

継続している事業のほか、新規で5件程度を目処とします。

7. 助成期間

原則として 2025年 4月から 2026年 3月まで。ただし、継続事業については、1期を最大で5か年とし、採択された場合、1期分に限って、事業終了まで各年度分の支給額を決定し、助成します。

8. 助成対象者の義務

(1) 維持・修理計画書の提出、修理過程の取材・広報への協力を含む「合意書」を締結していただきます。

(2) 助成期間満了後に所定の「事業報告書」、「会計報告書」及び修理業者の「修理報告書」の写しを提出していただきます。継続事業については、毎年度末に提出していただきます。

(3) 修理後の一般公開の予定を、あらかじめお知らせください。対象となった美術工芸品の維持・修理事業が、「『紡ぐプロジェクト』の助成を受けて実施された」ことを公表していただきます。また、対象となった美術工芸品を展示・公開する際には、看板・表示板や説明書・パンフレット、ホームページなどにその旨を表示してください。

(4) 対象となった美術工芸品に関する画像データを関連資料とともにご提供ください。紡ぐプロジェクトに関連する印刷物、ホームページ等で使用する場合があります。

9. 選考方法

学識経験者等で構成された選考委員会において選考のうえ 2024年 12月末までに決定し、すみやかに採否を文書で各申請者に連絡します。

採否の理由に関するご照会にはお答えしかねますのでご了承ください。

10. 申請方法

(1) 申請書類

- ① 所定の「申請書」1部
 - ② 有識者または自治体担当者等による「推薦書」1部
 - ③ 指定行政機関担当者による「確認書」（指定文化財の指定・登録を行った行政機関担当者による、申請事業に対する必要性や評価などのコメント）
 - ④ 事業の対象となる美術工芸品の現況カラープリント（対象物の全体アングルを1枚以上と修理必要箇所部分写真を2枚以上）
 - ⑤ 上記①「申請書」（ワード文書）、④のデジタル画像（jpg画像）を収めた CD-ROM 等
- ※ただし、「申請書」を手書きで記入した場合は④のデジタル画像のみで結構です。

「申請書」「推薦書」「確認書」は「紡ぐプロジェクト」のホームページからダウンロードできます。

<https://tsumugu.yomiuri.co.jp/restore/shuriboshu2025/>

(2) 申請書類・資料の送付

上記①～⑤の書類・資料を「紡ぐプロジェクト」事務局あてにお送りください。

〒100-8055 東京都千代田区大手町 1-7-1

読売新聞東京本社 事業局 紡ぐプロジェクト事務局

- ・ご送付いただいた申請書等は返却しません。
- ・書類の管理の都合上、当事務局への持参はお断りします。
- ・申請書は、配達記録される方法(宅配便、簡易書留等)でお送りください。
- ・申請書を受付後、Eメール等で受領通知を送信します。不着の場合はご照会ください。
- ・選考のため、当事務局スタッフが申請に関する質問を行ったり、追加資料のご提出をお願いしたりする場合があります。

【個人情報の取扱いについて】

申請書にご記入いただいた個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。助成が決定した場合は、申請書にご記入いただいた助成対象者のお名前、ご住所及び事業名を公表します。

(3) 応募締切日

2024年10月31日(木) 締切(必着)

ただし、特別な事情がある場合は随時の申請も可とします。

(4) お問い合わせ先

〒100-8055 東京都千代田区大手町 1-7-1

読売新聞東京本社 事業局 紡ぐプロジェクト事務局

Eメール tsumugu@yomiuri.com

以上

申請書

2024年 月 日

紡ぐプロジェクト事務局 御中

申請代表者 _____ 印

文化財維持・修理事業への助成を下記のとおり申請します。

記

1. 申請者

(1) 申請者	(ふりがな) 氏名	() ----- ()
	住所	(〒) TEL: FAX: E-mail:

(2) 連絡担当者	(ふりがな) 氏名	() ----- ()
	連絡先住所	(〒) TEL: FAX: E-mail:

申請金額

紡ぐプロジェクト									
総申請金額									

[_____ か年事業のうち _____ 年め]

円 [総事業費 _____ 円]

*複数年にわたる申請の場合、「紡ぐプロジェクト総申請金額」には申請期間の助成金額を加算、「総事業費」も同様に、申請期間のすべての修理事業費を加算した金額を記載いただくようお願いいたします。

2. 対象となる文化財

(1)名称	ふ り が な ()
	(英文表記があれば記入ください)
(2)作者等(推定根拠等)	
(3)制作年代(推定根拠等)	
(4)大きさ、構造、特徴等	
(5)制作・伝来の由来・経緯等	
(6)その他特記事項	
(7)国、地方公共団体による 文化財指定の有無	無 ・ 有 →(指定内容・分野:)
	指定年月(年 月)
(8)所有者	ふ り が な ()
(9)管理者(所有者との関係)	ふ り が な ()
(10)保管場所	

3. 維持・修理事業

(1) 実施予定の維持・修理事業の概要

(ふりがな) 事業名	()
(修理箇所・方法およびその必要性を明記して下さい。修理業者による修理設計書等の添付で代えても結構です。)	

(2) 修理業者

(ふりがな) 修理業者名	()	責任者名	
住 所	(〒)	TEL:	FAX:
		E-mail:	
担当した主な文化財 修理事業			

(3) スケジュール

[予定期間 年 月 ~ 年 月]

時 期	実 施 概 要	場 所

(4)経費に関する計画

①2025年度事業経費の総額と内訳（金額単位：円）

費 目	金 額	内訳・算出根拠等
合 計		

②2025年度の資金計画（金額単位：円）

項 目	金 額	調 達 先
自己資金		
「紡ぐプロジェクト」以外からの助成(注)		
「紡ぐプロジェクト」からの助成		
合 計		

(注) 国、地方公共団体等からの補助金、他財団等からの助成金等を含めて記入して下さい。

③(複数年にまたがる事業の場合)全期間の申請予定金額

2026年度	円
2027年度	円
2028年度	円
2029年度	円

※全体(全期間)の事業予算書も添付してください。

(5)公開に関する計画

(修理後の公開に関する計画があればご記入ください)

推薦書

2024年 月 日

紡ぐプロジェクト事務局 御中

[推薦者]

住所

所属・職名

氏名

印

連絡先 TEL:

E-mail:

「紡ぐプロジェクト」の文化財維持・修理事業助成の対象として下記の事業を推薦します。

記

事業名	
推薦理由	

※修理の必要性や申請者のおかれている状況などを具体的に説明ください。

確認書

2024年 月 日

紡ぐプロジェクト事務局 御中

[指定行政機関名]

住 所

所属・職名

担当者氏名

印

「紡ぐプロジェクト」の文化財維持・修理事業助成の申請にあたり、

以下の文化財が（ 国 / _____ 都・道・府・県 / _____ 市・町・
村 ）

指定の文化財であるとともに、劣化が進み修理が必要な状態であることを確認します。

文化財名： _____